



すてっぷだより

第20号 2015年1月

巻頭言

「すてっぷぐんま」10年の歩み

すてっぷぐんま専務理事

事務局長 櫻井 忠 信



「すてっぷぐんま」は、昨年10月3日（金）、都内千代田区のイイノホールにおいて開催された、全国被害者支援ネットワーク主催の「全国犯罪被害者支援フォーラム2014」において、犯罪被害者支援に功労があった団体として、警察庁長官と全国被害者支援ネットワーク理事長から表彰を受けました。

今回の表彰は、電話相談業務、直接的支援業務などを開始して10年間、「犯罪被害者等早期援助団体」として5年間、それぞれ被害者支援に地道に努力してきた結果が評価されたと聞いております。



左から2人目 すてっぷぐんま総理事長
3人目 ネットワーク平井理事長

さて、「すてっぷぐんま」の生い立ちはどうなものであったかと申しますと、平成10年5月、「すてっぷぐんま」の前身であります「性暴力問題群馬ネットワーク」が設立されましたが、当初は性暴力により被害を受けた方を主に支援を行ってまいりました。

平成13年6月からは、DV被害者に対する電話相談業務を開始し、平成16年6月からは、NPO法人の資格を取得して、相談業務を犯罪被害者等へと拡大してまいりました。この頃になりますと相談業務も多くなり、支援する内容も多種多様になり、他府県との連携の必要性が生じたことや、相談員、直接支援員のスキルアップが求められるようになったことから、全国被害者支援ネットワークに加盟す

ることにしました。

＊全国被害者支援ネットワークには、全国48の被害者支援センターが加盟しています。

（平成26年12月末現在）

平成19年9月には、事務所を現在の住宅公社ビルに移転し、翌年7月には、群馬県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、これにより犯罪の発生直後から支援を開始することが可能となりました。

平成24年4月の「関越自動車道高速ツアーバス事故」においては、県警察と連携が密に保たれ、事故直後から被害者等への支援を行うことができました。このため、この事故の被害者支援については、全国的にも高い評価を受けております。

今回の表彰は、これまでの活動について評価されたものでありますが、これからも相談を受ける体制を整備したり、支援の在り方を被害者の立場にたって、被害者の目線で考え被害者の要望をお聞きしながら、被害者の方が1日も早く平穏な生活が取り戻せるように頑張っていきたいと考えております。

県民の皆様、会員の皆さまの今後のご支援ご協力をお願いいたします。

明けまして
おめでとうございます

平成二十七年元旦

被害者支援センター
すてっぷぐんま

理事長 紺 正 行
スタッフ一同



新年のごあいさつ

群馬県警察本部長 警視監

富田 邦孝



新年あけましておめでとうございます。

公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまの皆様には、御家族共々輝かしい新年を健やかに迎えられたことと謹んでお喜び申し上げます。皆様方におかれましては、平素から被害者支援活動に御尽力いただいておりますことに対しまして、心より御礼を申し上げます。

さて、近年、被害者支援に対する社会の関心が高まりつつある中、被害者支援は、広く県民や社会の各層で取り組むべき重要な課題の一つとなっています。犯罪被害者の方々のニーズは、生活上の支援を始め、経済的・精神的支援など多岐にわたっており、犯罪被害者がこのような困難を克服し、再び平穏な生活を営むようになるためには、支援活動に携

わる関係機関・団体との連携が不可欠であるとともに、県民の理解や共感、配慮等が非常に大切であります。

特にすてっぷぐんまは、電話又は面接による相談、医療機関や市町村窓口への申請における付添い、さらには被害に遭った家屋からの転居の手伝い等々、公的機関では行うことが難しい支援を迅速・的確に提供し、犯罪被害の精神的・経済的負担の軽減に大きな役割を果たされております。貴センターが県民に周知されつつある昨今、県民のニーズも益々高まっている現状から、今後もこうした被害者やご遺族に対する様々な支援を進めていただくとともに、各種被害者支援制度のコーディネーターとして、積極的な役割を果たしていただければ幸いです。

県警察としまして、今後も貴センターや関係機関と緊密に連携し、質の高い犯罪被害者支援の推進を図る所存でありますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。結びに、貴センターが被害者やそのご家族の心の拠り所として益々活躍・ご発展されますことを祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

被害者支援ふれあいコンサート

平成26年11月29日(土) イオンモール太田セントラルコートにて、すてっぷぐんま、群馬県警察との共催で「被害者支援ふれあいコンサート」を開催いたしました。当日はあいにくの雨模様でしたが、大型のショッ



ピングモールという場所柄、たくさんの方々にお集まりいただきました。

警察音楽隊の演奏に先立ち、すてっ

ぷぐんまのスタッフが、交通事故犯罪被害者遺族の手記を朗読しました。突然の事故によって、二人の子どもを喪い、犯罪被害者遺族となってしまうことの辛さ、苦悩、悲しみについて、ご来場の方々が熱心に耳を傾けてくださり、中には涙をぬぐう姿も見られました。

演奏は子どもの好きな曲や演歌など、世代を超えて楽しめるプログラムで、会場がとても盛り上がりしました。演奏の合間には被害者支援についての話しも盛り込まれ、被害者支援の大切さを知っていただくことができました。

被害者支援講演会

「一両目の生存者 ～伝えたい思い～」

平成26年10月4日(土)、群馬会館において、講師に山下亮輔氏をお招きし、群馬県との共催、群馬県警の協賛で、被害者支援講演会を開催いたしました。

山下さんは近畿大学入学間もない平成17年4月、JR福知山線脱線事故に遭遇、10か月の入院後同大学に復学、卒業、現在は兵庫県伊丹市に勤務しながら、各地で講演活動を行っています。山下さんは「単に事故の悲惨さを伝えたいのではない。人はつらい思いをした時、悩むだろうが、そこから自分がどう変われるかが大事。前向きになって生きている姿を知ってもらいたい」と訴え、最後はギターの弾き語りによる自作の曲を披露、会場の約250人から、大きな拍手を受けました。

参加者から「山下さんの講演を聞かせて頂き、お辛い経験をされたのに前向きな力強さ、優しく生きている姿に感動した」「山下さんから多くの勇気をいただいた」「曲を聞いていたらなぜか涙があふれた」など多くの感想をいただきました。



センターの活動報告 (2014年7月1日～2014年12月31日)

	直接支援	広報啓発・講師派遣	研修・会議・その他
7月	● 病院付き添い支援 (1日・23日) ● 検察庁関連支援 (1日・9日・14日) ● 訪問面接支援 (4日・26日・27日) ● 裁判関連支援 (8日・14日・16日・23日・29日) ● シェルター提供支援 (30日)	● 矯正施設講話 (1日・15日・29日) ● 警察学校被害者支援専科教養 (11日) ● 命の大切さを学ぶ教室 (太田旭中) (18日) ★ 「いきいきサロン」(前橋市田口町公民館) (26日) ★ 「安全安心まちづくりふれあいコンサート」(爽風) (26日)	● 専門研修 (1日) ● 県民相談支援ネットワーク連絡会議 (3日) ● ワンストップ支援センター検討会 (8日) ● 事業委員会 (9日) ● 支援会議、事例検討会 (10日) ● 全国ネット関東甲信越ブロック研修 (12日・13日) ● 法テラス・検察・警察との勉強会 (22日) ● ワーキンググループ会議 (28日) ● 支援活動員後期養成講座 (30日)
8月	● 裁判関連支援 (6日・7日・8日) ● 行政窓口関連支援 (8日) ● 病院付き添い支援 (8日・26日) ● 給付金申請補助 (8日)	● 高崎まつり (2日) ● 沼田まつり (3日) ● 伊勢崎まつり (9日) ● 矯正施設講話 (19日) ● 矯正施設特別指導 (20日) ★ 「交通安全フェアイン渋川」(渋川市民会館) (30日)	● 事業委員会、支援会議 (7日) ● 支援活動員後期養成講座 (9日・20日) ● ワーキンググループ会議 (25日) ● ワンストップ支援センター検討会 (26日) ● 事例検討会 (28日)
9月	● 検察庁関連支援 (1日・3日) ● 警察関連支援 (1日) ● シェルター提供支援 (1日) ● 裁判関連支援 (2日・9日・11日・17日・25日) ● 病院付き添い支援 (2日・3日・9日・10日・16日・17日・24日) ● 訪問面接支援 (22日)	● 矯正施設講話 (2日・16日) ● 桐生警察署連絡協議会 (11日) ★ 「前橋市大利根町敬老会」(サンピア高崎) (15日) ★ 「高崎市観音寺地区敬老会」(ソシアス) (15日) ★ 「渋川市自動車安全点検フェア」(予持社会体育館) (20日)	● 弁護士会との勉強会 (2日) ● ワンストップ支援センター調整会議 (4日) ● 支援会議、事業委員会 (5日) ● 支援活動員後期養成講座 (6日・20日) ● 自助グループ勉強会 (11日) ● 事例検討会 (25日) ● ワーキンググループ会議 (29日)
10月	● 裁判関連支援 (3日・10日・18日・28日・29日・30日・31日) ● 病院付き添い支援 (4日・7日・8日・20日・21日) ● 行政窓口関連支援 (4日・10日) ● 検察庁関連支援 (16日・21日・23日・27日)	● 被害者支援講演会 (山下氏) (4日) ★ 「いきいきサロン」(渋川市三原田公民館) (4日) ● 前橋まつり (11日) ● 矯正施設講話 (14日・28日)	● 犯罪被害者支援功労団体表彰 (3日) ● 全国秋期研修会 (5日) ● 支援会議、事業委員会 (7日) ● 支援活動員後期養成講座 (11日) ● 全国ネット関東甲信越ブロック事務局長会議 (14日) ● ふれあいコンサート打ち合わせ (22日) ● 事例検討会 (23日) ● ワーキンググループ会議 (27日) ● 法テラス・検察・警察との勉強会 (28日)
11月	● 病院付き添い支援 (4日・17日・19日) ● 裁判関連支援 (26日) ● 法律事務所付き添い支援 (26日)	● 県立女子大学文化祭 (1日) ● 桐生大学文化祭 (2日) ★ 「吉岡町溝沢地区敬老会」(吉岡老人センター) (8日) ★ 「前橋市龍蔵寺町地区敬老会」(龍蔵寺町公民館) (8日) ● 群馬県医療ソーシャルワーカー協会研修 (9日) ● 矯正施設講話 (11日・25日) ● 命の大切さを学ぶ教室 (前橋荒砥中) (18日) ★ 「前橋市富士見町文化祭」(23日) ● 前橋警察署連絡協議会 (25日) ● ふれあいコンサート太田イオン (29日) ★ 「安全安心まちづくりふれあいコンサート」(吉岡老人センター) (30日)	● ブロック研修実行委員会 (6日) ● 支援会議、事業委員会 (7日) ● 第二東京弁護士会来所 (7日) ● ワンストップ支援センター調整会議 (13日) ● 県学事法制課立入検査 (17日) ● 事例検討会 (27日)
12月	● 病院付き添い支援 (1日・2日・16日・22日) ● 行政窓口関連支援 (12日) ● 裁判関連支援 (16日)	● 群馬県母性衛生学会研究集会 (6日) ★ 「安全安心まちづくりふれあいコンサート」(高齢者施設からまつ) (6日) ★ 「安全安心まちづくりふれあいコンサート」(高齢者施設湯治館そよ風) (6日) ● 矯正施設講話 (9日・24日) ● 渋川警察署連絡協議会 (10日) ● 富岡教育相談研究会 (13日) ★ 「安全安心まちづくりふれあいコンサート」(高齢者施設ゆりの丘) (13日) ● 養護教諭・保護者向けデートDV教室 (19日・24日) ● 群馬県人権啓発フェスティバル (21日)	● 法テラス群馬地方協議会 (1日) ● 犯罪被害者支援講座 (6日・20日) ● 支援会議・事業委員会 (8日)

★ひまわり楽団 (県警音楽隊OB) のご協力によるものです。

私たちの活動は、皆さまからの会費・ご寄附等で支えられています。
被害者の方が安心して相談できるセンターでありたいと、日々努力しています。
皆さまの温かいご支援・ご協力をよろしくお願いします。

賛助会員・ご寄附のお願い

◎賛助会員とは

当センターの目的に賛同し、事業を財政面で支援する法人・団体または個人です。

◎賛助会員【年会費】

- ・個人会員 1口 1,000円より
- ・法人・団体会員 1口 10,000円より

◎寄附金については、金額を問いません。

皆さま方の温かいご支援を
お待ちしております。

振込口座番号

・00160-9-473135（郵便局振替）

口座名称

・被害者支援センターすてっぷぐんま

被害者支援自動販売機による ご支援のお願い

すてっぷぐんまでは平成24年度より、売上金の一部が寄附される清涼飲料水自動販売機の設置を事業者様のご協力をいただき進めてきました。趣旨に賛同し設置をしていただける事業所・団体を広く募集しています。ぜひご支援、ご協力をお願いいたします。

平成26年7月から12月末日の設置ご協力事業所・団体様は次のとおりです。

アイピーエス株式会社館林営業所
株式会社ジーシー本社
株式会社ジーシー泉沢ファクトリー
第一生命群馬支社 中之条営業オフィス
第一生命群馬支社 長野原サテライトオフィス
第一生命群馬支社 安中営業オフィス
有限会社フレンズ運送

設置についての詳細は、すてっぷぐんま事務局
(電話027-243-9992)までお問い合わせください。

群馬県民税の税額控除対象になりました

個人の方の賛助会費や寄附金が、群馬県民税の税額控除の対象になりました。

平成26年1月1日以降にすてっぷぐんまに納入された個人の賛助会費や寄附金は、金額に応じて、翌年の群馬県民税の控除対象になります。

なお、従来の所得税控除と併せて、住民税控除を受けるためには、すてっぷぐんまが発行する「個人の県民税控除対象寄附金受領証明書」と所得税の確定申告が必要となります。

納入額が2,000円以下の方には、領収書ならびに証明書を返送しておりません。ご要りの方は、お手数ではございますが、すてっぷぐんま事務局（027-243-9992）までご連絡ください。

確定申告をされない方で、住民税控除のみ受けようとする方は、別途「道府県民税寄附金税額控除申告書」をお住まいの市町村に提出する必要があります。

○控除額の算出方法

$(\text{納入額} - 2,000\text{円}) \times 4\%$

相談無料 秘密厳守

■すてっぷぐんま相談電話

☎027-243-9991

月～金 10:00～16:00

(年末年始、祝日を除く)

編集・発行

公益社団法人

被害者支援センター すてっぷぐんま

〒371-0025

群馬県前橋市紅雲町1-7-12

住宅公社ビル

TEL/FAX 027-243-9992

<http://www.step-gunma.org>

